

大規模風水害発生後におけるクルーズ船受入れ業務の早期再開 (神奈川県横浜市)

事業者：港湾BCPIによる協働体制構築に関する横浜港連絡協議会



▲ 横浜港に寄港する飛鳥II (R2.11.2)



▲ 港湾BCPによる協働体制構築に関する横浜港連絡協議会の様子



対策名：No.152 全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策

事業名：横浜港BCPの充実化

- ポイント**
- 近年の大型化・頻発化する風水害等による被害を踏まえ、港湾BCPを充実化
 - 大規模風水害発生後にもクルーズ業務を早期に再開する体制を確保

地域の概要・課題

横浜港に寄港するクルーズ船は、年間180隻(2019年)を超え、国内クルーズ船の寄港としてはトップクラスです。

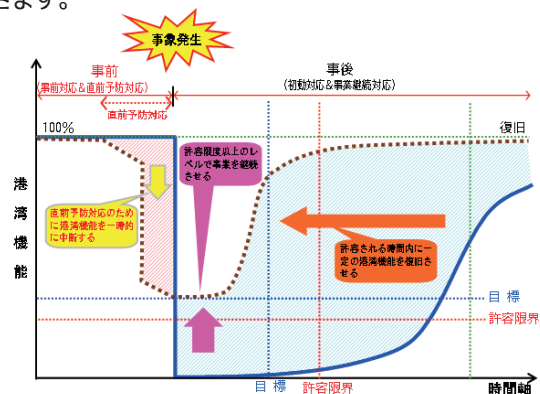
大規模風水害発生時におけるクルーズ業務の継続は、横浜市及び首都圏における民間観光事業の大きな柱の一つであり、横浜港の社会的な責務であるため、早急な応急復旧と、施設利用の最適化が不可欠です。

事業の概要

横浜港では、令和2年3月、大規模台風等の襲来時におけるクルーズ船の早期受入れのための事前事後の行動計画「横浜港における台風等の大規模風水害の行動計画」を策定し、クルーズ業務を早期に再開する体制を構築しました。

【見込まれる効果】

台風等の大規模風水害が発生した場合の事前事後の行動計画を予め策定しておくことで、被災したクルーズターミナル及びアクセス航路を早期に機能回復させ、クルーズ船の入出港及び旅客サービスを、できるだけ早期に本格供用を再開させることが期待できます。



— 予想復旧曲線
※港湾BCP未確定で、危機的事象への備えも未実施の場合

- - - 港湾BCPによる復旧曲線
※港湾BCPを確定し、危機的事象への備えを実施している場合